

平成20年度 CFP®事例演習と重点ポイント 改定等箇所一覧

当改定一覧は、CFP®受験対策通信講座をご利用頂いている受講者の皆様向けに作成した資料です。ご使用の「平成19年度版CFP®事例演習と重点ポイント」につき、平成20年度における改定等箇所をまとめたものです。事例演習と重点ポイントの該当ページと改訂内容を記載していますのでご確認下さい。

リスクと保険

該当ページ	改訂内容等								
3 4行目	1. 生命保険契約者保護機構の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・・・簡易保険・共済は保護機構の会員ではない。 → <u>共済や少額短期保険事業者は保護機構の会員ではない。</u> 								
5 追記	Point-1 クーリング・オフの適用要件 5. クーリング・オフの適用拡大として下記を追記 クーリング・オフの適用外とされていた次の契約もクーリング・オフの対象となる。 ① 契約目的以外で事前の通知なしに保険会社等の店頭を訪ね、その日のうちに締結した契約 ② 申込者等の自宅において、保険料払込みを保険会社等への口座振込み、または、保険会社等の役職員に口座振込みを依頼する手続きをした契約 6. 特定早期解約制度 クーリング・オフの適用除外となっている変額年金保険契約や外貨建て保険契約については、契約申込日から一定期間は無条件で契約を解除できるとするもので、契約が解除された場合は、原則として払込保険料の全額（相場変動による損失を除く）が返還される。なお、一定期間とは契約申込日から10日以上を経過する特定の日までで、その期限は各保険会社が独自に設定することができる。								
11 追記	◇他の選択肢 3の下に追記 なお、更生手続きが開始されていても、破綻前に保険事故が発生している場合の保険金や給付金は全額支払われる。破綻前から受給している年金などは、更正手続きが開始されても中断することなく継続して受け取ることができる。								
59 135 追記	Point-1 2 個人年金保険料控除の対象となる契約 箱書き（注）の下に追記 （注2）有配当契約の場合、配当金を途中で引き出すことはできず、すべて年金の買増しに充当される。								
109 記述変更	<18歳未満の子のあるサラリーマンの公的年金模式図> 長男 18歳年度末（子の加算減額） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>子の加算</td> <td>長女 18歳年度末（遺族基礎年金）停止</td> </tr> <tr> <td>子の加算</td> <td>このとき妻 40歳以上 妻 65歳</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎年金</td> <td>中高齢寡婦加算</td> </tr> <tr> <td>遺族厚生年金</td> <td>妻の老齢基礎年金</td> </tr> </table>	子の加算	長女 18歳年度末（遺族基礎年金）停止	子の加算	このとき妻 40歳以上 妻 65歳	遺族基礎年金	中高齢寡婦加算	遺族厚生年金	妻の老齢基礎年金
子の加算	長女 18歳年度末（遺族基礎年金）停止								
子の加算	このとき妻 40歳以上 妻 65歳								
遺族基礎年金	中高齢寡婦加算								
遺族厚生年金	妻の老齢基礎年金								
110	他の選択肢 4. 誤り。妻自身に老齢厚生年金を受け取る権利が生じた場合、まず妻の老齢厚生年金を全額受け取り、「夫の遺族厚生年金」と「夫の遺族厚生年金×2/3+妻自身の老齢厚生年金×1/2」のいずれが多い方の金額から、妻の老齢厚生年金を控除した残額を遺族厚生年金として受け取ることになる。								

該当ページ	改訂内容等																		
133 解説文 変更	◇正解 設問D-4 4. 不適切。生命保険金を代償交付金の財源として活用する場合、「保険受取人＝事業承継者」としなければならない。「契約者＝被相続人」とすれば死亡保険金の非課税枠が利用できるが、相続財産が多額である場合は、「事業承継者＝契約者」として、死亡保険金を一時所得として受けた方が良い場合もある。																		
136 追記	◇ポイント 下に追記 ① 生計を一にする親族の医療費を支払った場合、支払った人がその親族を扶養しているかどうかは医療費控除の計算に何ら影響を与えない。 ② 医療費を補てんする金額が支払った医療費の金額を上回った場合、さらに他の医療費から差し引く必要はない（個別計算でよい）。 ③ 健康保険の傷病手当金や出産手当金、所得補償保険からの保険金などは、所得補償を目的とするため、支払った医療費の補てんではないことから差し引く必要はない。 ④ 給付金や補填金の受取が翌年にずれ込む場合でも、その額が確定しているときは、すでに受け取ったものとみなして支払った医療費の額から控除する。																		
187 解説変更	◇正解 設問D-1 1. 不適切。「生命保険の権利評価」は相続発生時の解約返戻金によるものとされる。したがって、当該契約形態では相続税評価引下げ効果はない。																		
188 通達改正	<p>《資料：遡増定期保険の資産計上割合》</p> <p>遡増定期保険料の経理処理改定（平成20年2月28日以後契約から適用）</p> <table border="1" data-bbox="379 972 1401 1352"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="379 972 1257 1010">要 件</th> <th data-bbox="1257 972 1401 1010">資産計上額</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="379 1010 1257 1070">平成20年2月28日以前の契約</th> <th data-bbox="1257 1010 1401 1070">当初6割相当の期間</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="379 1070 1257 1131">平成20年2月28日以後の契約</th> <th data-bbox="1257 1070 1401 1131">支払保険料の3/4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1131 842 1169">①</td> <td data-bbox="842 1131 1257 1169"> 保険満了時年齢：80歳超 加入時年齢＋（保険期間×2）>120 </td> <td data-bbox="1257 1131 1401 1169"> 保険満了時年齢：80歳超 同左（変更なし） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1169 842 1252">②</td> <td data-bbox="842 1169 1257 1252"> 保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>105 </td> <td data-bbox="1257 1169 1401 1252"> 保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>95 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1252 842 1352">③</td> <td data-bbox="842 1252 1257 1352"> 保険満了時年齢：60歳超 上記①②に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>90 </td> <td data-bbox="1257 1252 1401 1352"> 保険満了時年齢：45歳超 上記①②に該当するものを除く すべての保険 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）保険期間の残り4割に相当する期間では、支払保険料は全額損金算入、資産計上した累計額を期間の経過に応じて取り崩して損金算入 （注2）特約保険料は全額損金算入</p> <p>契約満了時の年齢が45歳を超える場合には、保険期間の6割相当の期間、支払保険料の2分の1～4分の3の金額を資産計上しなければならない。</p>	要 件		資産計上額	平成20年2月28日以前の契約		当初6割相当の期間	平成20年2月28日以後の契約		支払保険料の3/4	①	保険満了時年齢：80歳超 加入時年齢＋（保険期間×2）>120	保険満了時年齢：80歳超 同左（変更なし）	②	保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>105	保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>95	③	保険満了時年齢：60歳超 上記①②に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>90	保険満了時年齢：45歳超 上記①②に該当するものを除く すべての保険
要 件		資産計上額																	
平成20年2月28日以前の契約		当初6割相当の期間																	
平成20年2月28日以後の契約		支払保険料の3/4																	
①	保険満了時年齢：80歳超 加入時年齢＋（保険期間×2）>120	保険満了時年齢：80歳超 同左（変更なし）																	
②	保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>105	保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>95																	
③	保険満了時年齢：60歳超 上記①②に該当するものを除く 加入時年齢＋（保険期間×2）>90	保険満了時年齢：45歳超 上記①②に該当するものを除く すべての保険																	
207 追記	◇ポイント <労働災害総合保険> 冒頭に下記文章を追記 <u>労働災害総合保険は、政府労災保険（労働者災害補償保険）に加入している事業所単位で引き受けるもので、政府労災保険または船員保険の給付の上乗せ・・・</u>																		
299 改正	（問題160）設問A 保険証券の読取り 箱書き ・の3つめ ・平成18年11月に、幸郎さんは・・・電気工事作業者（ 級別2級 ）に・・・ → ・幸郎さんは・・・電気工事作業者（ <u>級別B級</u> ）に・・・																		
300 改正	◇ポイント 7行目下に追記 なお、普通傷害保険、家族傷害保険について、職種級別の区分が見直され、3区分（職種級別1～3級）から2区分（職種級別A・職種級別B）に変更された。これまで危険度の高い職種として2級や3級に区分されていた職種がA区分になったり、逆に1級だった職種がB区分に変更になっている場合もある。																		

以上